

緊急抗議声明

誠実交渉を経ない

団交前の賞与支給に断固抗議する

県労委認定の「不当労働行為」をまた犯す法人

2ヶ月以上の団交引き延ばし

6月15日、「第1回団体交渉が6月22日(金)18:00から」と決まりました。ところが、法人は、この団体交渉の前に夏期賞与を支給する「お知らせ」を21日に配布しました。きわめて悪質な組合敵視です。

組合は、既に2007年4月10日に第1回の団体交渉を申し入れてありました。団交申し入れ日から2ヶ月以上も引き延ばしたあげく、団交の前に、交渉テーマである賞与を、交渉なしに突如支給するというのです。しかも減額です。

石川県労働委員会認定：「法人の組合嫌悪と差別・排除の意思」

これらは、石川県労働委員会が認定した「法人の組合嫌悪に基づく組合員差別・排除の不当労働行為意思」(石川県労働委員会『命令書』29頁)の一端です。法人は、石川県労働委員会により、「不当労働行為」を認定され、「今後このような行為を行わないようにします。」との文書を大学の三箇所にはりだすよう命じられました(『組合ニュース』号外、2007.4.24)。『命令書』は、薬学部教員3人への不当労働行為を、それぞれ個別に、詳細にわたり言及しています。

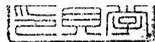
佐倉教授の場合

「佐倉の組合活動を嫌悪し、6年制薬学部設置に乗じて佐倉を差別しようとの意欲を持ってなされたものであるといわざるをえず、また、このことは同時に、他の組合員に対する見せしめ的な行為として、組合に対する団結権を侵害するものと認めるのが妥当である」(『命令書』29～30頁)

田端、荒川両講師の場合

両教員についても、同一の文面で不当労働行為を全面的に認定しています。「法人が恣意的裁量を許す6年制薬学部教員配置基準を設けて、教員に秘諾したまま、恣意的と評価せざるを得ない運用により6年制薬学部担当教員の適否を判断したことについて、法人の組合嫌悪に基づく組合員差別・排除の不当労働行為意思が推認される」(同、34、36頁)

私たちは、くり返される不当労働行為に断固抗議をします。
北陸大学教職員組合は本日、次のような抗議書を北元理事長宛に提出しました。

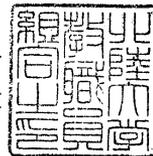


北陸大学教職組発第 180 号

2007 年 6 月 22 日

学校法人北陸大学
理事長 北元 喜朗殿

北陸大学教職員組合
執行委員長 林 敬



抗議書

平成 19 年 6 月 21 日に事務局長名で「平成 19 年度夏季賞与について（お知らせ）」という文書が配付されました。北陸大学教職員組合は、今回の組合無視の賞与支給に厳重に抗議します。

北陸大学教職員組合は、法人理事会と平成 19 年度の賞与を含めた給与改訂などについて、4 月 10 日付けで要求書を提出し、団体交渉に応じることを再三督促し、5 月 24 日には「団体交渉（再）申入れ書」を再度提出して、組合との交渉に応じることを要求してきました。その結果、6 月 15 日に、団体交渉を 6 月 22 日（金）に開催することが決まりました。

しかるに、配付された文書では、合意していた 6 月 22 日の交渉予定時間以前に夏季賞与支給を実施し、しかも支給額は一方的に昨年の支給額を 0.2 カ月減額するものと決定しています。これはあからさまな団体交渉無視であり、明白な不当労働行為です。

法人理事会は、2005 年の年度末賞与支給の通知書を、今回と同様に、団交の前日に配付したことがあります。組合の抗議に対して労務担当理事は「勘違いで出してしまった」と釈明しましたが、今回は、はじめから交渉意思が欠如した完全な組合無視、労働組合法に定める使用者の組合との誠実な交渉義務に対する意図的な違反行為です。

法人理事会は、ここ 5 年間にわたり教職員の昇給を凍結しています。それにとどまらず、本年 4 月には、石川県労働委員会から、薬学部 3 教員に対する 6 年制薬学部担当外しが不当労働行為である、と断じられました。大学の事業従事者の思いを理解せず、反社会的な経営者としての遵守義務違反を重ねることは、北陸大学の経営者として失格です。

北陸大学教職員組合は、北元理事長及び理事会に対し、厳重に謝罪を要求するとともに、賞与に関わる団体交渉と、それに基づく賞与支給を強く要求します。